

Title	矢立杉と万葉歌
Sub Title	"Yatate Sugi" and a song of Manyoshu
Author	坂本, 信幸(Sakamoto, Nobuyuki)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2015
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.109, No.1 (2015. 12) ,p.21- 34
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	藤原茂樹教授 松村友視教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01090001-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

矢立杉と万葉歌

坂本 信幸

一 はじめに

柳田国男に「矢立杉の話」と題する短文がある。そこで柳田は各地に残る矢立杉の伝説について述べて、

要するに、之等は後人が常識的に伝説の調和を図つたものでありまして、矢を神に捧げんが為に、射放したと言ふ事は、その昔、古人が信仰を以て武運を祈り、或ひは旅途の平穩を祈つて、矢を立てたのであります。如上の例に見るも、後代鎌を立て、釘を打ちて、冥助を禱つた事から推して見ても、古人の信仰といふ事、即ち、敬神といふ意味以外ではないと言ふ事は明かであらうと思ふのであります。

〔柳田国男全集〕第五卷

と結んでいる。この矢立の民俗が万葉歌の解釈に関わつた例として、次の笠金村の歌がある。

笠朝臣金村、塩津山にして作る歌二首

ますらをの 弓末振り起こし 射つる矢を 後見む人は 語り継ぐがね

(3・三六四)

塩津山　うち越え行けば　我が乗れる　馬そつまづく　家恋ふらしも

(3・三六五)

この歌の解釈については、『万葉拾穂抄』が「手前のよきさま也。：(中略)：後々見ん人はかたりつたへほむるやうにゐたりし矢そと也」と述べ、『万葉代匠記』が「此歌如何ナル意ヲヨマレタルカ、知カタシ。モシ究竟ノ精兵ニテ、後ノ世マテノ形見ニ、彼山ノ木ナトニ一矢射立置テユカント云コトヲ云残サレタルカ。第十八ニ家持、白玉ヲ包テヤラハ菖蒲草花橘ニアヘモヌクカニトヨマレタルモ、褰テヤラハヤト云事ヲ云残シタリト見エタリ。引合テ見ルヘキカ」と述べたのに対し、『童蒙抄』では、「此歌或抄には、いかなる心にて詠まれたるか、少し心得がたし。精兵故後世まで名をのこさんとして、彼山の木などに、矢を射込まれるにやと書けり。いかさまにも、此歌を詠み給ふ金村の意趣は知れ難けれど、歌の意は聞えたる通の歌にて、古代は旅行などする時、山路深林などを通ふには、きはめて魍魎魍魎の気を退散せんが為に矢を発し、鳴弦などをせしこと也。此歌もその当然の義を詠まれたる義と見ゆる也。いかさまにも精兵などにてありし故、木などに矢を射込みて、後の代にも知らしめんとの意にもあるべき歟。旅行の山中に入るとき、弓を射発つ事は、此歌にても古実の義と知らるゝ也。矢の根には姓名を彫込み、あるひは朱などにて笑中にも記せる也。昔もさこそありしとおぼゆ。それゆゑ、のち見ん人はかたりつくかにと詠みて、今かく射発てる矢の、木にもあれ射こみ残りたるを、後に見ん人、誰れその射てる矢といひ伝へ語りつがんと也」として、邪鬼を払う為に矢を射たことを詠んだものとし、矢を射ることの意味が考えられるようになった。そういつた中で、『古義』が「歌意は、この後に見む人の、末世に語りつがむが為にとて、弓末を振おこし、心をこめて射立つる矢なる物を、この塩津山を越て、往來人々の見て、吾弓勢のほど感ぜずはあらじとなり、四五一二三と句を次第で聞べし、此は塩津山を超過るほど、其山の樹などに矢を射立て置て、自が弓勢のほどを、末世に示たるなるべし、古剛力き男は、道路の大木などに、矢を射入て、弓勢を末代の者に示しけるなるべし」としつつ、「建久四年、曾我兄弟、親の敵を討む為に、富士の狩倉へ行とて、箱根路の湯本の矢立の杉に、矢を射立置し事もあり、近く宝暦九年の比、日向国の柚にて、伐出せる杉の大木を、船につみ運びて、備前国岡山府にて、船材に割けるに、楳三枚木中より出けり

と、備前国人士肥経平春湊浪話に記せり、これも昔健士の射入たるなるべし」と「矢立杉」のことに触れたところから、『講義』や『窪田評釈』がその習俗に注目し、『窪田評釈』では、

『講義』は、矢立の杉すなわち矢を射立ててある杉の諸所にあることを挙げ、『廻国雜記』の標注に、「神に上矢を奉らんとて射立る事なれば、矢立杉所々にある成べし」というを引き、「古くは旅行するものが、その旅中の安全を請ひ、又は卜するが為に、山路などにかゝる際、ある著しき杉などの樹に矢を射立つることのありしならむ」と云つてゐる。このことは民俗学の研究の対象の中に加へられ、次第に明らかになりつつあるが、現在のところ、大體上に引いた範圍のことのやうに思はれる。

と述べ、前記の柳田国男の文章なども出されたことにより、矢立杉の習俗がこの歌の理解の要諦とされるようになった。

『全注』では、この歌の作歌事情として、

さて、この歌について、何のために射、何に対して射たのかを考えておく必要がある。種々の説がある中に、古義が「古剛力き男は、道路の大木などに、矢を射入て、弓勢を末代の者に示しけるなるべし、……矢立の杉に、矢を射立置し事もあり、云々」と述べ、土肥経平の春湊浪話（三）に紹介する例を挙げているのが、最も詳しい説明であった。しかし、柳田国男は「矢立杉の話」（大正六年一月、黒潮二ノ一、のち『定本柳田国男集』五）において、弓勢を後代に示すためと見るのは妥当ではなく、矢を射ることは、神への祈願として道中の安全や土地の境の決定などのために行なわれたもので、それが全国に矢立杉や矢立峠の名を残すことになったのだと説明した。これによるべきである。金村も、近江と越前との境の塩津山で、自分の武運と旅の安全とを祈って、神に捧げる一矢を杉か槻かの大木に放ったのである。

と述べ、『釈注』にも「塩津峠を越える時、神木に矢を射立てて、旅の無事を祈ったもの。矢はますらおの生命のこもったものとされたのであろう。その矢を神に捧げて祈ったのである。こういう習俗があったことは各地の伝説に残されている」とし、『新大系』頭注では「古来、武運を祈り、あるいは旅の平穩を祈って、道の境の神木に矢を射立てる習俗があり、全国に『矢立杉』『矢立峠』の伝説や名称は今も残る（柳田国男『矢立杉の話』）。作者笠金村も、塩津山の峠で矢を射て、この歌

を詠んだのであろう」とするなど、矢立杉の習俗が解釈の前提とされるようになったのである。

二

しかし、この歌はそのように解すべき歌なのであろうか。この歌には、「神」の語も「矢立杉」もしくは「杉」の語もまったく詠み込まれていないのである。

万葉歌において、神に旅の安全を祈る場合には、

大海の 波は恐し 然れども 神を祈りて 舟出せばいかに

海神の いづれの神を 祈らばか 行くさも来さも 船の速けむ (7・一二三三)

夜並べて 君を来ませと ちはやぶる 神の社を 祈まぬ日はなし (9・一七八四)

我妹子に またも逢はむと ちはやぶる 神の社を 祈まぬ日はなし (11・二六六〇)

あられ降り 鹿島の神を 祈りつつ 皇御軍卒に 我は来にしを (11・二六六二)

天地の 神を祈りて さつ矢貫き 筑紫の島を さして行く我は (20・四三七〇)

天地の いづれの神を 祈らばか 愛し母に また言問はむ (20・四三七四)

のように、正しく神に祈ることを歌うのが通常である。この歌には、そういったことは全く歌われていない。歌っていることは、矢を射たものが「ますらを」であること、そのますらをが「弓末振り起こし」射た矢であること、その矢を「後見む人」が「語り継ぐ」ことを願うということだけである。

「ますらを」とは言うまでもなく、益ら男であり、すぐれて立派な男子の意であり、「たわやめ」と対をなす語である。「大夫」という表記がされるように、宮廷官人としての自負と意識のこもった表現であり、「ますらを」という語を用いた歌には、勇猛であることを誇る歌が少なくない。

唐国に 行き足らはして 帰り来む ますら猛男に 御酒奉る (19・四二六二)

…天皇の 神の御代より はじ弓を 手握り持たし 真鹿兎矢を 手挟み添へて 大久米の ますら猛男を 先に立て
鞆取り負ほせ 山川を 岩根さくみて 踏み通り 国まぎしつつ ちはやぶる 神を言向け まつろはぬ 人をも和
し 掃き清め 仕へ奉りて
(20・四四六五)

と歌われた「ますら猛男」という語は、ことにその勇猛であることを強調した表現である。

湯原王の打酒歌に、

焼き大刀の かど打ち放ち ますらをの 寿く豊御酒に 我酔ひにけり
(6・九八九)

と歌われるのも、勇猛な男子が寿く豊御酒であることが讃酒の意味を持つのである。

「ますらを」という語には、山上憶良歌に、

…ますらをの 男さびすと 剣大刀 腰に取り佩き さつ弓を 手握り持ちて 赤駒に 倭文鞍うち置き 這ひ乗りて
遊びあるきし 世間や 常にありける…

とあるように、男ふりが意識されている。

それ故、それが相聞的内容の歌の中に用いられる場合には、

ますらをの 心はなくて 秋萩の 恋のみにやも なづみてありなむ
(10・二二二二)

ますらをの 現し心も 我はなし 夜昼といはず 恋ひし渡れば
(11・二三七六)

ますらをの 聡き心も 今はなし 恋の奴に 我は死ぬべし
(12・二九〇七)

と、恋することにより、ますらをを心を喪失しているとして、その心の有り様を批判的に述べ、自己を責める気持が歌われるのである。

しかも、「ますらを」を詠む歌全三十六例中、当該歌のように第一句に「ますらを」の語を置いた歌は十六例。そのうち相聞的内容の六例を除くと、

ますらをの さつ矢たばさみ 立ち向かひ 射る形的は 見るにさやけし
(1・六一)

ますらをの 鞆の音すなり もののふの 大臣 楯立つらしも (1・七六)

ますらをの 行くといふ道そ 凡ろかに 思ひて行くな ますらをの伴 (6・九七四)

ますらをの 高円山に 迫めたれば 里に下り来る むざさびそこれ (6・一〇二八)

ますらをの 弓末振り起こし 猟高の 野辺さへ清く 照る月夜かも (7・一〇七〇)

ますらをの 心思ほゆ 大君の 命の幸をへに云ふ「の」 聞けば貴みへに云ふ「貴くしあれば」 (18・四〇九五)

ますらをの 呼び立てしかば さ雄鹿の 胸別け行かむ 秋野萩原 (20・四三二〇)

ますらをの 鞆取り負ひて 出でて行けば 別れを惜しみ 嘆きけむ妻 (20・四三三二)

とそのほとんどが、勇ましい男子として歌われているという特徴を持つ。また、弓・矢・鞆などの武器が歌い込まれた歌

は、三十六例中十三例を数える(弓矢を伴う「狩」の語を含むものも加えると十五例)。金村の当該歌もこういった意識と

傾向の中にある歌といえるのである。

金村歌の「ますらをの 弓末振り起こし」と同じ二句を持つ歌として、

ますらをの 弓末振り起こし 猟高の 野辺さへ清く 照る月夜かも (7・一〇七〇)

の一首がある。一二句全く同じ句であるこの歌は、地名「猟高」のかりを起こす二句序となっているが、それが序として機

能するのは、ますらをの弓末を振り起こす行為が直ちに猟を想起させるからに他ならない。

また、「弓末振り起こし」とほぼ同意の「弓腹振り起こし」の例でも、

……深海松の 深めし尻らを なはのりの 引けば絶ゆとや 里人の 行きの集ひに 泣く子なす 行き取りさぐり

梓弓 弓腹振り起こし しのぎ羽を 二つ手挟み 放ちけむ 人し悔しも 恋ふらく思へば (13・三三〇二)

と、その矢を射放つことが二人の間を引離す譬喩として表現されているように、敬神とはほど遠いものである。

それどころか、「勇士の名を振るはむことを慕ふ歌一首并せて短歌」と題する例では、

ちちの實の 父の命 ははそ葉の 母の命 凡ろかに 心尽くして 思ふらむ その子なれやも ますらをや 空しく
あるべき 梓弓 末振り起こし 投矢持ち 千尋射渡し 劍大刀 腰に取り佩き あしひきの 八つ峰踏み越え さし
まくる 心障らず 後の代の 語り継ぐべく 名を立つべしも (19・四一六四)

と、弓末を振り起こし千尋射渡すことが、ますらをとして名を立つ、名を振るうことに関わって表現されているのである。
この長反歌は左注に「右の二首、山上憶良臣の作る歌に追和す」とあるように、有名な山上憶良の「沈痾の時の歌一首」と
題する辞世の歌、

土やも 空しくあるべき 万代に 語り継ぐべき 名は立てずして (6・九七八)

に追和したものであるが、家持の反歌、

ますらをを 名をし立つべし 後の代に 聞き継ぐ人も 語り継ぐがね (19・四一六五)

は、憶良歌を踏まえつつ、下三句「後の代に 聞き継ぐ人も 語り継ぐがね」の表現は、明らかに金村の「後見む人は 語
り継ぐがね」を踏まえている。

斎藤茂吉『万葉秀歌』が、「なお笠金村が塩津山で作った歌、『丈夫の弓上ふり起し射つる矢を後見む人は語り継ぐがね』
(巻三・三六四)があつて、家持はそれをも取入れて居る。つまり此一首は憶良の歌と金村の歌との模倣によつて出来てある
と謂つてもいい程である。家持は先輩の作歌を読んで勉強し、自分の力量を段々と積みあげて行つたものであるが、彼は先
輩の歌のどういふところを取り用いたかを知るに便利で且つ有益なる歌の一つである」と評したのは注意して良い。家持の
歌は「名を立つ」のであるから、金村の「後見む人」に対して、「後の代に 聞き継ぐ人」としているわけであつて、いず
れ「語り継ぐがね」という願望で結んでいることに意味がある。

三

集中の「語り継ぐ」、及び「言ひ継ぐ」ことを歌つた歌を見ると、

- 1、鶏が鳴く 東の国に 高山は さはにあれども 二神の 貴き山の 並み立ちの 見が欲し山と 神代より 人の言ひ継ぎ
 国見する 筑波の山を……(3・三八二)
- 2、……足日女 神の尊 韓国を 向け平らげて 御心を 鎮めたまふと い取らして 齋ひたまひし ま玉なす 二つの石を
 世の人に 示したまひて 万代に 言ひ継ぐがねと……(5・八一三)
- 3、天地の 共に久しく 言ひ継げと このくしみ魂 敷かしけらしも(5・八一四)
- 4、山の名と 言ひ継げとも 佐用姫が この山の上に 領巾を振りけむ(5・八七二)
- 5、万代に 語り継げとし この岳に 領巾振りけらし 松浦佐用姫(5・八七三)
- 6、神代より 言ひ伝て来らく そらみつ 大和の国は 皇神の 厳しき国 言霊の 幸はふ国と 語り継ぎ 言ひ継がひけり
 ……(5・八九四)
- 7、土やも 空しくあるべき 万代に 語り継ぐべき 名は立てずして(6・九七八)
- 8、八千樺の 神の御代より 百舟の 泊つる泊まりと 八島国 百舟人の 定めてし 敏馬の浦は……うべしこそ 見る人ご
 とに 語り継ぎ 偲ひけらしき 百代経て 偲はえ行かむ 清き白浜(6・一〇六五)
- 9、……葦屋の 菟原処女の 奥つ城を 我が立ち見れば 永き世の 語りにしつつ 後人の 偲ひにせむと 玉樺の 道の辺
 近く 岩構へ 作れる塚を……語り継ぎ 偲ひ継ぎ来る 処女らが 奥つ城所 我さへに 見れば悲しも 古思へば(9・一
 八〇一)
- 10、語り継ぐ からもここだ 恋しきを 直目に見けむ 古壮士(9・一八〇三)
- 11、葦屋の 菟原処女の……永き代に 標にせむと 遠き代に 語り継がむと 処女墓 中に造り置き 壮士墓 このもかのも
 に 造り置ける 故縁聞きて 知らねども 新喪のごとも 音泣きつるかも(9・一八〇九)
- 12、里人も 語り継ぐがね よしゑやし 恋ひても死なむ 誰が名ならめや(12・二八七三)
- 13、葦原の 瑞穂の国に 手向すと 天降りましけむ 五百万 千万神の 神代より 言ひ継ぎ来る 神奈備の 三諸の山は

- …… 劍大刀 齋ひまつれる 神にしまさば (13・三二二七)
- 14、古ゆ 言ひ継ぎけらく 恋すれば 苦しきものと 玉の緒の 継ぎては言へど…… (13・三二五五)
- 15、…… 我が背子が 偲ひにせよと 千代にも 偲ひ渡れと 万代に 語り継がへと 始めてし この九月の 過ぎまくを い
たもすべなみ…… (13・三三二九)
- 16、ほととぎす 今し来鳴かば 万代に 語り継ぐべく 思ほゆるかも (17・三九一四)
- 17、…… 隠り恋ひ 息づき渡り 下思に 嘆かふ我が背 古ゆ 言ひ継ぎ来らし 世間は 数なきものぞ 慰むる こともあら
むと 里人の 我に告ぐらく…… (17・三九七三)
- 18、…… 天そそり 高き立山 冬夏と 別くこともなく 白たへに 雪は降り置きて 古ゆ あり来にければ…… 万代に 言ひ
継ぎ行かむ 川し絶えずは (17・四〇〇三)
- 19、布勢の浦を 行きてし見ては ももしきの 大宮人に 語り継ぎてむ (18・四〇四〇)
- 20、垂姫の 浦を漕ぎつつ 今日の日は 楽しく遊べ 言ひ継ぎにせむ (18・四〇四七)
- 21、…… 大伴と 佐伯の氏は 人の祖の 立つる言立て 人の子は 祖の名絶たず 大君に まつろふものと 言ひ継げる 言
の官そ 梓弓 手に取り持ちて 劍大刀 腰に取り佩き 朝守り 夕の守りに 大君の 御門の守り 我をおきて また人は
あらじと いや立て 思ひし増さる…… (18・四〇九四)
- 22、大汝 少彦名の 神代より 言ひ継ぎけらく 父母を 見れば貴く 妻子見れば かなしく愛し うつせみの 世の理と
かくさまに 言ひけるものを…… (18・四一〇六)
- 23、天照らす 神の御代より 安の川 中に隔てて 向かひ立ち 袖振りかはし 息の緒に 嘆かす児ら…… 天の原 振り放け
見つ 言ひ継ぎにすれ (18・四一二五)
- 24、天地の 遠き初めよ 世間は 常なきものと 語り継ぎ 流らへ来れ…… (19・四一六〇)
- 25、…… ますらをや 空しくあるべき 梓弓 末振り起こし 投矢持ち 千尋射渡し 劍大刀 腰に取り佩き あしひきの 八

つ峰踏み越え さしまくる 心障らず 後の代の 語り継ぐべく 名を立つべしも (19・四一六四)

26、ますらをは 名をし立つべし 後の代に 聞き継ぐ人も 語り継ぐがね (19・四一六五)

27、……木の暗の 四月し立てば 夜隠りに 鳴くほととぎす 古ゆ 語り継ぎつる うぐひすの 現し真子かも…… (19・四一六六)

28、古に ありけるわざの くすばしき 事と言ひ継ぐ 千沼壯士 菟原壯士の うつせみの 名を争ふと たまきはる 命も

捨てて 争ひに 妻問ひしける 処女らが 聞けば悲しき……奥つ城を ことと定めて 後の世の 聞き継ぐ人も いや遠に 偲ひにせよと 黄楊小櫛 然刺しけらし 生ひてなひけり (19・四二二一)

29、ほととぎす まづ鳴く朝明 いかにせば 我が門過ぎじ 語り継ぐまで (20・四四六三)

のようになっており、語り継ぎ、言い継がれる内容は、以下のように整理できる。

① 山・海などの勝景 (1、18、19、20)

② 伝説やそれになまつわる事物 (2、3、4*、5*、6、8、9、10、11、13、21、23、27、28)

③ 名 (4*、5*、7、12、25、26)

④ 普遍的真理 (14、17、22、24)

⑤ 亡き夫の命日 (15)

⑥ ホトトギスの鳴くこと (16、29)

*印は重複してあげたもの。

⑦ 15は、挽歌部に置かれた歌で、内容からして亡夫の命日が九月であり、その九月を亡夫が自己のことを偲ぶために語り継ぐと遺言したものと推定される。そういった点では自己の名を語り継ぐことを求めたもので⑤に含むべきものとは思われるが、やや特殊な例である。⑧ 16の作者田口朝臣馬長は伝未詳。左注に「右、伝へて云はく、一時交遊集宴す。この日ここに霍公鳥喧かず。よりて件の歌を作り、以て思慕の意を陳ぶ。ただし、その宴する所并せて年月、未だ詳審らかにすること得ず」とあり、29の大作家持の歌と同じく、万葉末期のホトトギス愛好の風趣の中から生まれた歌である。

以上のように見てくると、語り継ぎ、言い継がれる内容は、^(a)、^(b)、^(c)、^(d)がその内容といえる。そのうち、^(d)の普遍的真理は、金村の当該歌の内容には当てはまらないものであり、^(a)の山・海などの勝景も、この場合関係ないといえる。ということになる。⑤の伝説とそれに関わる事物、もしくは③の名が、金村歌に「語り継ぐがね」と歌われた内容といえよう。しかも、4*、5*の重複は⑥⑦においてであるのは、「山の名」を言い継ぐことが、佐用姫伝説を語り継ぐことなるわけであり、名と伝説は重なるところがある。4は「山の名」であるが、具体的に語り継ぐべき対象を一首に詠み込んでいない5は、名でありつつもその事柄に関わる点において伝説とも言え、そこに「言い継ぎ」と「語り継ぎ」の表現の微妙な差違があるといえよう。

このように見てくると、金村歌は、勇猛な精兵として、その弓力の勝れたますらをであることを語り継いで欲しいと願ったものと考えられる。⁽²⁾

四

翻つて、家持の「勇士の名を振るはむことを慕ふ歌一首并せて短歌」と題する歌を見ると、「ますらをや 空しくあるべき 梓弓 末振り起こし 投矢持ち 千尋射渡し 剣大刀 腰に取り佩き あしひきの 八つ峰踏み越え さしまくる 心障らず 後の代の 語り継ぐべく 名を立つべし」(19・四一六四)と、金村歌と同じく弓末を振り起こし、「武」を誇ることに、「後の代の 語り継ぐべく 名を立つべし」と歌い、「後の代に 聞き継ぐ人も 語り継ぐがね」(19・四一六五)と、金村歌と同じく語り継がれることを願っているのである。

その家持の「名」を重んじることに、青木生子氏は、

憶良の場合は「士」^(をの)として官人の名声を立てることを男子の本懐とする漢魏六朝^(かんぎりくちよう)以来の思想を受け継いだ意味をもっているのに対し、家持の場合は「士」に対する「勇士」や「ますらを」として、武門大伴氏の名を敬称発展させてゆかなければならぬ「ますらを意識の高揚をもって全体をしめくくっている。

として、「ますらを」精神に自らをかりたてるものが家持にあったことを指摘される。

大伴氏が武門の家柄であったことはいうまでもない。「陸奥国に金を出だす詔書を賀く歌一首并せて短歌」において、「……大伴の 遠つ神祖の その名をば 大来目主と 負ひ持ちて 仕へし官 海行かば 水漬く屍 山行かば 草生す屍 大君の 辺にこそ死なめ かへり見は せじと言立て ますらをの 清きその名を 古よ 今の現に 流さへる 親の子どもそ 大伴と 佐伯の氏は 人の祖の 立つる言立て 人の子は 祖の名絶たず 大君に まつろふものと 言ひ継げる 言の官ぞ 梓弓 手に取り持ちて 剣大刀 腰に取り佩き 朝守り 夕の守りに 大君の 御門の守り 我をおきて また人は あらじと いや立て 思ひし増さる 大君の 命の幸の 聞けば貴み」(18・四〇九四)と歌っているように、天孫降臨の古昔から軍事を管掌し、武を以て天皇に仕える氏族であった。

一方、笠氏は『古事記』によると大吉備津日子命とともに吉備国を言向けた若建吉備津日子命を祖とするとあり、『新撰姓氏録』右京皇別下に「笠朝臣。孝靈天皇皇子、稚武彦命ノ後也」と見える。『日本書紀』孝靈天皇二年条には、稚武彦について「吉備臣の始祖なり」と記している。神功皇后紀九年条には、「吉備臣の祖鴨別を遣して、熊襲国を撃たしむ」という記事が見え、応神天皇紀二十二年条には鴨別について「是笠臣が始祖なり」と見える。また、仁徳天皇紀六十七年条には、笠氏の祖の笠県守が吉備の川島河にいた大虬が人々を苦しめていたのを斬り殺したと記されており、笠氏もまた、武を以て仕えた氏族、武門の家柄であったことが知られる。

笠県守について、仁徳紀には「笠臣が祖県守、為人勇捍にして強力し」と記すが、金村も武人としての誇りを持った勇士であったと思われる。この歌は、金村が氏族の伝統としての武を誇った歌と考えるべきであろう。『全注』の「何のために射、何に対して射たのか」という疑問には、武を誇るために、何かに対して矢を射たのである、と答えるしかない。旅の平穩を神に祈った歌ならば、その祈りを歌うべきであり、矢を奉ることを敬虔に歌うべきであり、弓勢を誇るべきではなからう。

この歌について、柳田と同じ民俗学者でもあった折口信夫は、『口訳万葉集』において、

此塩津山を越えて来ると、昔住んでゐた、強弓の人の伝説が思ひ起される。其壮士が弓筈を振り立て、放つた所の、後々見る人が語り続く程に、立派に射た矢よ。(自分も此から任地に赴いて、若しもの事があつたら、立派に弓を射ねばならぬ。)

と訳している。『講義』と同じように、弓を射た人を昔住んでいた強弓の人とする点は肯いがたいが、矢立杉の民俗からの解釈を採っていないことに注目される。それだけでなく、「万葉集私論」(『折口信夫全集』第九卷)では、「万葉びとが屢『聞きつぐ人も語りつぐがね』『後見む人は語りつぐがね』或は『語りつぐべき名は立たずして』などといふ感慨を残してゐるのを見ても、如何に英雄を理想とした英雄譚が、語部によつて語られたかゞ想像せられる」として、この歌を英雄譚としての方向から理解しているのである。

民俗学の知見が、万葉歌の解釈において、重要な示唆を与える場合があることはいうまでもない。しかし、その知見を安易に踏まえることにより、一首の理解を歪めてしまつてはならない。何よりも歌としての意味が尊重されるべきであり、その知見を参考しつつも、歌に立ち戻つて考察を加えなくてはならないのである。

注

(1) 『童蒙抄』に「恋ひ死にたらば里人の云ひたて語りつがん、其名も君故立名なれや厭はじとの意也」とあり、また、『万葉考』に「我死は妹の相思はぬ故ぞ、てふ名こそ専らならめといへり」とあつたのを、『古義』に「カタリツグガネは我恋ヒテ死ニキトイフ事ヲカタリ繼グベクとなり」とし、『井上新考』も「カタリツグガネは我恋ヒテ死ニキトイフ事ヲカタリ繼グベク」とし、諸注それに従つたのであるが、この語り継グはやはり「名」と考えるべきである。

(2) 『講義』には、「恐らくは、金村が通りたる時に前に通りし何人かの射立てたる箭のあるを見てよめるものならむ」として、「今この塩津山にさしかゝりて見れば矢立の杉に矢の立ちてあるを見る。惟ふにこの矢は誰とは知らねどいづれ勇士が弓末を振起し

て射たるものならむ。さる勇士の射たる矢をば、今われ見て如何にも感深く思ふが、これより後に見む人はなほ更に語り継ぎ、いひ継ぎて永く後世まで、伝へてありたきものよとなり」とするが、『注釈』に「講義に『金村が通りたる時に前に通りし何人かの射立てたる箭のあるを見てよめるものならむ』とあるが、先人の射た矢ならば、『射し』とか『射てし』とかあるべきで、完了の『つ』を用ゐてゐる事は作者が今射たと見るべきである」と指摘するように、金村の射た矢とすべきである。

(3)

注2に同じ。